

自主的避難等対象区域（福島市）から申立人母子が山形県内に避難し、申立人父が福島市内に継続して居住した申立人らについて、申立人母の就労不能損害並びに二重生活に伴う生活費増加分、避難雑費、申立人子が幼稚園を転園したことによる保育料の差額全部及び転園先の幼稚園で必要とされたスクーウェア代の一部等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2、同X 3及び同X 4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

1 損害項目

(1) 平成23年分

- ア 避難費用（避難交通費）
- イ 避難費用（宿泊謝礼）
- ウ 避難費用（引越関連費用）
- エ 避難費用（面会交通費）
- オ 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- カ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- キ 生活費増加費用（教育費）
- ク 就労不能損害（申立人X 1の分）
- ケ 精神的損害

(2) 平成24年以降の分

- ア 避難費用（帰還交通費）
- イ 避難費用（面会交通費）
- ウ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- エ 生活費増加費用（教育費）
- オ 就労不能損害（申立人X 1の分）
- カ 検査費用（交通費）
- キ 避難雑費

(3) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 期間

(1) アないしキ及びケについて

自：平成23年3月11日
至：平成23年12月末日

(1) クについて

自：平成23年7月21日
至：平成23年12月末日

(2) アないしエ及びカ及びキについて

自：平成24年1月1日
至：平成25年3月末日

(2) オについて

自：平成24年1月1日

至：平成24年1月20日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金3,798,155円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 平成23年分

ア 避難費用 (避難交通費)	92,200円
イ 避難費用 (宿泊謝礼)	21,000円
ウ 避難費用 (引越関連費用)	20,800円
エ 避難費用 (面会交通費)	208,000円
オ 生活費増加費用 (家財道具購入費用)	300,000円
カ 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分)	180,000円
キ 生活費増加費用 (教育費)	37,482円
ク 就労不能損害 (申立人X1の分)	428,387円
ケ 精神的損害	480,000円

(2) 平成24年以降の分

ア 避難費用 (帰還交通費)	10,400円
イ 避難費用 (面会交通費)	624,000円
ウ 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分)	450,000円
エ 生活費増加費用 (教育費)	121,247円
オ 就労不能損害 (申立人X1の分)	51,613円
カ 検査費用 (交通費)	62,400円
キ 避難雑費	600,000円
(3) 本件和解仲介に関する弁護士費用	110,626円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2記載の金員のうち、金1,360,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1の第1項記載の損害項目(同第2項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年2月1日

(仲介委員 大西英敏)